

令和4年5月24日

連絡先	
農林水産部	水産振興課
担当者	水野、辻
電話	059-224-2584
ファックス	059-224-2608
e-mail	suisan@pref.mie.lg.jp

亀山市の公園内の池におけるコイのへい死について

5月19日（木）、亀山市田村町の公園内（のぼの森公園）の調整池でコイのへい死があり、国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所の確定診断の結果、5月24日（火）、コイヘルペスウイルス病であることが確定しました。

なお、コイヘルペスウイルス病は、コイにのみに発生する疾病で、他の魚や人に感染することはなく、仮に感染したコイを人が触ったり、食べたりしても人体に影響はありません。

三重県内水面漁場管理委員会の指示により、平成16年から県内の公共用水面及びこれと一体を成す水面から持ち出したコイを他の水域へ放流することは禁止されており、県民の皆様には、本水域で釣ったり捕まえたりしたコイを、他の河川や池に放流しないよう、ご協力をお願いします。

1 経緯

- （1）5月19日（木）、亀山市建設部都市整備課から、のぼの森公園（亀山市田村町1409-3）の池においてコイ（ニシキゴイ）3尾がへい死している旨の連絡がありました。
- （2）現地調査の結果、コイ以外の魚に異常がみられず、コイヘルペスウイルス病が疑われたことから、同日、県水産研究所鈴鹿水産研究室（鈴鹿市白子）に検体を移送し、コイヘルペスウイルス病の一次検査を行ったところ、5月20日（金）、陽性と判定されました。
- （3）このため、5月23日（月）、国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所（度会郡南伊勢町）に確定診断を依頼したところ、5月24日（火）、コイヘルペスウイルス病であることが確定しました。

2 今後の対応

管理者（亀山市）に対して、定期的なパトロールおよび新たなへい死魚の回収及び焼却処分、三重県内水面漁場管理委員会指示に基づくコイの移動制限の周知徹底を依頼します。

3 その他

県内でのコイヘルペスウイルス病の発生事例は、平成15年11月に四日市市で最初に確認されて以降、今回が30例目で、本年度は先週の津市に続き2例目となります。また、国内では、平成15年10月に茨城県の霞ヶ浦で最初に確認されて以降、全47都道府県で確認されています。